平成３１年度　事業計画

Ⅰ　基本方針

我が国の総人口は平成 31 年 1 月 1 日現在１億 2,632 万人となり、このうち 65 歳以上人口は 3,562 万人、総人口に占める割合は 28.2%となりました。

国は高齢化に伴う課題に横断的に対応するため「高齢社会対策大綱」を定めましたが、この中で地域の日常生活に密着した仕事を提供するシルバー人材センター事業の推進を図ることとされております。

しかしながら、「定年制の廃止」や「継続雇用制度導入」などにより 65 歳までの安定した雇用を確保する企業が増えたことから、全国的に見てもシルバー人材センターの会員数は伸び悩んでいる現状にあります。当センターでも例外ではなく、65 歳までの入会者が極端に減少し、横ばいの状況となっているとともに、会員の平均年齢も上昇しているところであります。

こうした現状を踏まえ、当センターでは平成 31 年 3 月「第 4 次基本計画」を定め、今後当センターの進むべき方向と担うべき役割を明らかにしたところであります。

当センターでは各種シルバー人材センター事業を持続的に実施していくため、就業していただく会員の確保は勿論、時代のニーズに応じた受注の確保、就業機会の拡大に努め、地域に根差した公益法人としての役割を果たしてまいります。

Ⅱ　事業計画

１　シルバー人材センター事業

(1)　就業機会提供事業

センターは、宇都宮市内に居住する 60 歳以上の不特定多数の高年齢者に対し、次の手法により、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係わる就業の機会を提供します。

①　請負・委任

センター会員として登録した会員に対して、民間や公共等から受注した仕事を「請負又は委任」契約により就労機会の提供を行います。

②　労働者派遣事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）との間で事業実施に関する協定を締結し、派遣労働を希望する会員に対し、派遣労働機会の提供を行います。

③　職業紹介事業

連合会との間で事業実施に関する協定を締結し、求職者に対し、雇用就業を目的とした職業紹介を行います。

(2)　就業機会確保事業

センターは、次により、会員の確保、事業啓発、就業機会の確保等を実施します。

①　普及啓発事業

ア　会員の「口コミ」等による入会促進を図ります。

イ　ホームページ、広報うつのみや等を通してPRや周知を図ります。

ウ　ポスターやチラシを作成し、市内関係機関や企業への訪問、個人宅へのポスティング等によりPRに努めます。

エ　センター事業普及月間（10月）に、市役所市民ホールで「シルバー人材センターパネル展」を開催します。

オ　福祉の祭典等の様々なイベントへの積極的な参画、他団体との事業連携をします。

カ　センター事業普及月間(10月)に、ボランティア活動等の地域社会貢献を行います。

キ　年１回、会報「シルバーだより」を発行します。

ク　福祉・家事援助や軽作業など、女性の技術等を生かした就業の拡大とPRに努めます。

②　安全・適正就業推進事業

〈安全就業推進事業〉

ア　安全委員会において、違反者に対するペナルティ制度の検討を含め、安全の確保と事故防止策を推進します。

イ　年２回、就業現場の安全パトロールを実施し、作業内容の確認、作業別安全就業基準の徹底を図ります。

ウ　職群班を対象とした安全就業研修会、交通安全に関する研修会等により、安全就業等の意識の向上を図ります。

エ　健康に関する情報提供や定期健康診断の積極的受診を呼びかけ、健康管理の向上に努めます。

〈適正就業推進事業〉

ア　「就業案内」を毎月発行し、適正就業に対する情報提供に努めます。

イ　労働者派遣、職業紹介事業など発注者の要請に対応した適正就業の推進に努めます。

ウ　就業のワークシェアリングを推進し、会員における就業機会の公平・均等化を図ります。

エ　適正就業を踏まえつつも、会員の経験、技術等を活かした弾力的な運用方法を検討します。

③　就業開拓事業

ア　会員の特性や地域のニーズ等を踏まえた多様な事業の開拓を図ります。

イ　社会変化や政策等に沿った新たな事業を企画し、実施します。

ウ　補助事業や受託事業等を積極的に獲得し、事業の拡大を図ります。

④　研修・講習事業

ア　「植木剪定」、「清掃」、「接遇」、「交通安全」等の研修・講習会を開催し、技能・技術の高度化等を図るとともに、同一職種内での勉強会により基礎強化を図ります。

イ　職群班ごとに接遇研修や事例発表などを行い、苦情ゼロを目指します。

⑤ 独自事業

ア　既存事業の拡大、販路確保を図るとともに、新たな独自事業の創出に努めます。

イ　地域就業機会創出・拡大事業を継続した、センター喫茶コーナーを運営し、高齢者の居場所づくり事業を実施します。

⑥ 相談・調査事業

ア　未就業会員を対象とした就業相談を毎週水曜日に開催します。

イ　職群班・地域班リーダー等を対象とした先進地視察調査を実施します。

⑦ 地域貢献事業

ア　多様なボランティア活動の積極的展開を図ります。

⑧ 高齢者活用・現役世代サポート事業

ア　育児支援分野や地域における人手不足分野等に係る取組を推進・拡大に努めます。

⑨ 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）

ア　宇都宮市より平成 29 年 11 月に指定を受けた、新総合事業（訪問型サービス事業）の家事援助サービス事業を対象者に提供し、地域に貢献します。

２　法人運営

(1)　理事会

事業執行状況や会員の入会承認など本センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため、年５回程度開催します。

(2)　総会

定時総会を６月に開催します。

(3)　各部会・委員会等

第４次基本計画の各種事業の目標や戦略等の計画策定を行い推進します。